

高齢者の各種制度



市では、高齢者や家族の方のさまざまなご相談に応じるほか、介護予防や地域の見守り事業を行っています。各事業は、原則として65歳以上の方を対象としています。

詳しくは、介護福祉課（市役所第二庁舎2階）ほかで配布している「高齢者福祉のしおり」、「あなたと歩む介護保険」をご確認ください。各問合先の電話番号は、7面をご覧ください。

相談・生活支援

やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援）

支援ボランティアが話し相手、声かけ等の援助を行います。

対 軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方、物忘れがあり不安のある方、その他援助についてのご相談のある方

問 桜町高齢者在宅サービスセンター

権利擁護センター

高齢者や障がいのある方、地域で安心した生活を

していくために、金銭管理

や成年後見制度利用などの

相談を受け付けています。

また、認知症の高齢者や精

神に障がいのある方などの

日常生活を援助するため、

支援や金銭管理、書類預か

りなどを行っています。

問 権利擁護センター

高齢者地域福祉ネットワーク（民生委員による地域の見守り）

安心して住み慣れた地域

で暮らしていくため、必要

に応じて、民生委員が近隣

の方と協力し、見守り・支

援の体制をつくり、地域の

相談役として、住民と行政

の橋渡しをしています。

問 75歳以上のひとり暮らし

見守りシール事業

高齢者等の衣服や持ち物

にシールを貼り付けること

申請書配布場所 介護福祉課、市ホームページ

助成内容 受講料等の2分の1（上限3万円）。100円未満切り捨て

申込期限 次のいずれかか月以内

対 介護職員初任者研修を修了し、一定要件を満たす方

受講費用の助成

介護職員初任者研修を修了し、一定要件を満たす方

介護職員初任者研修

各地区担当の民生委員、介護福祉課包括支援係

扶助金 年間利用料＝3千600円（生活保護世帯の方は無料）

問 介護福祉課包括支援係

扶助高齢者

方、日中ひとりの方、高齢者のみの世帯の方、65歳以上の中高齢者がある世帯の方

扶助高齢者サービス

の方、日中ひとりの方、高齢者のみの世帯の方、65歳以上の中高齢者がある世帯の方

扶助高齢者

の世帯の方

扶助高齢者

の世帯の方